身体的拘束最小化推進体制加算の施設基準に係る掲示事項

1．基本方針

当院では、患者様お一人おひとりの尊厳を尊重し、安全かつ安心な療養生活を送っていただけるよう「身体的拘束を原則として行わない」方針を掲げております。

2．具体的な取り組み

〇多職種チームによる検討：医師、看護師、リハビリ職などの専門チームが、拘束が必要とされる状況を分析し代替え案（センサーの活用、環境の改善、見守りの強化等）を協議します。

〇教育・研修の徹底：全職員に対し、虐待防止および身体的拘束最小化のための研修を定期的に実施し、知識と技術の向上を図っています。

〇適正な手続き：患者様の生命に危険が及ぶなど、やむを得ず一時的な制限が必要な場合は、ご家族への十分な説明を行い同意を得た上で、最小限の期間・方法で実施いたします。

令和8年　身体拘束率推移

	R8.1月	R8.2月	R8.3月	R8.4月	R8.5月	R8.6月	R8.7月	R8.8月	R8.9月	R8.10月	R8.11月	R8.12月
一般病棟	1.5%	7.8%	8.6%	8.1%	6.6%	6.9%	3.4%	6.4%	1.4%	0.2%		
療養病棟	5.3%	4.8%	0.3%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%		
病棟全体	3.5%	6.2%	3.9%	3.7%	3.1%	3.2%	1.6%	2.9%	0.7%	0.1%		